

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 8 日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 （仮称）新潟駅高架下駅ビル（東）
所在地 新潟市中央区花園一丁目 901-2 外
設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分
未定	午前 7 時 00 分	午後 9 時 00 分
未定	午前 4 時 30 分	翌午前 0 時 15 分

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分
未定	午前 6 時 15 分	午後 9 時 45 分
未定	午前 6 時 00 分	午後 10 時 00 分
未定	午前 4 時 30 分	翌午前 0 時 15 分

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前 4 時 00 分～翌午前 0 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	24 時間

3 変更する年月日

令和 6 年 2 月 20 日

4 変更しようとする理由

店舗の運営計画の変更を行うため。

5 届出年月日

令和 6 年 1 月 22 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

令和 6 年 2 月 8 日から令和 6 年 6 月 8 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 0 2 5 - 2 2 6 - 1 6 2 9

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp